

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

都城市長 池田 宜永

市町村名 (市町村コード)	都城市 (45202)
地域名 (地域内農業集落名)	山之口中部 (街区、向原、川内、前方)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年9月25日

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p>【地域の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当地区は、農業担い手への農地集積率が低く、零細な農家が水稻を耕作している農地が多い。 ・地区の大半は山沿いの地形であり、奥地の整形ではない圃場や鳥獣害を受ける土地等の耕作条件が不良な土地が耕作放棄されている。 <p>【人口減少・高齢化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地の貸付等の意向は多いが、規模拡大がある農業者が地区内にはほとんどいない。 ・農地の保全のためには新たな農地の受け手の確保が必要不可欠となっている。 <p>【基盤整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に流域の上流の田は区画が狭く、隣接農地との高低差もあるため、周辺農地と一体的に圃場整備を行わないと圃場条件を改善できない農地が多い。

(2) 地域における農業の将来の在り方

<ul style="list-style-type: none"> ・水田を活用した普通作物(主食用米、加工用米)を主要作物としつつ、園芸作物(キュウリ、ピーマン、キンカン、イチゴ、トマト、甘藷、サトイモ)や飼料作物(飼料用米、トウモロコシ、牧草)等の団地化を形成する。 ・米、飼料等の土地利用型作物以外に、収益性の高いへべスなどの園芸作物の生産に取り組む。 ・くず、わらび等の比較的高収益が見込める作物について、販路確保の可能性を含めて検討する。
--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	121.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	121.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

<p>・「農業上の利用が行われる農用地等の区域」については、農業振興地域内の農地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。</p>
--

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、原則として、農地を農地中間管理機構に貸し付けていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・今後、農地の相続等に伴い地権者が地区外に在住する場合が多くなることから、賃料の支払いや貸借契約を円滑に進めるために農地中間管理機構を活用していく。 ・担い手が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地の新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、農地中間管理機構を通じて担い手への貸付けを進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
・地区内の農地は水田が多く、水田は基盤整備済みであるが、必要に応じて畦畔除去等を進め、耕作条件の改善に向けた検討をしていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、関係機関と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・入り作や新規就農者が新たな担い手として参入する可能性は高くないことから、地区内の耕作者が継続的に耕作できるようにあらたな作業受委託等の仕組みづくりを検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害防止対策

・すでに電気柵や侵入防止柵の設置を実施している区域があるが、今後は区域内で被害防止対策施設の定期的なメンテナンスを行うための体制を確保するように努める。